

【別添】基本戦略の推進に向けて(基本的な考え方)

資料-3-1

【基本方針】

- ・被害を最小限にするためには、初動対応、応急対策などの事前準備を特に重点的に取り組む必要があることから、下記のとおり分類して実施するものとする。
- (1) 関係機関が一体となり、既存会議等を活用するなどし、重点的かつ広域的な取組を実施することが必要な項目
- (2) 各機関が独自に取り組む、または、各機関で情報共有や調整を図ることで、効率的・効果的に取組を実施する項目
- ・四国防災基本戦略の目的や項目別に、10(A~J)にプロジェクトを設置
- ・実施すべき個別項目の分類については、別紙資料のとおり

なお、基本方針並びに実施機関対応表については、詳細な実施内容の検討段階において、構成員の変更等が必要となった場合においては、適宜、見直し・調整を行いながら進めるものとする。

	プロジェクトチーム	プロジェクト名	リーダー ※事務局(総括)	サブリーダー		構成員	実施すべき個別項目		
							(1)関係機関が一体となつて、重点的かつ広域的な取組が必要なもの	(2)各機関が独自又は調整しながら取組みを進め、進捗状況の把握を行うもの	(1)+(2)
発災前	A	被害想定の見直し	四国地方整備局	各県	四国市長会	別紙のとおり	3	1	4
	B	被害の最小化(ハード系)	四国地方整備局	中国四国農政局	各県		34		34
	C	被害の最小化(ソフト系)	四国地方整備局	大阪管区気象台	各県		11	43	54
発災直後 (初動対応・応急対策)	D	広域防災拠点・広域防災体制等	四国地方整備局	四国管区警察局	四国厚生支局		12	8	20
	E	被害状況把握・復旧オペレーション計画等	四国地方整備局	海上保安庁	四国管区警察局		17	13	30
	F	救援・救護、救出活動体制の確立等	四国厚生支局	四国管区警察局	各県		15	10	25
	(E)	(長期浸水処理及び災害廃棄物対策)	四国地方整備局	中国四国地方環境事務所	陸上自衛隊		4		4
	(C)	(巨大災害を想定した訓練)	四国地方整備局	四国管区警察局	各県		4	6	10
発災後	G	被災者の支援	四国厚生支局	四国財務局	各県			17	17
発災後(復興)	H	生活再建	四国財務局	各県	四国市長会		3	3	
	I	地域づくり	四国地方整備局	各県	四国市長会		2	2	
	J	地域経済再生	四国経済産業局	四国運輸局	各県		2	2	
※網掛け:重点的・広域的に進めるPT(実施項目は別紙)							66	139	205

【プロジェクトリーダー、サブリーダーの役割】

- ・プロジェクトリーダーは、基本方針(1)のプロジェクトについて、定期的な会議等(既存組織の活用を含む)を活用し、関係機関が一体となって、重点的かつ広域的な取り組みを図るための主務を担当するとともに、進捗状況把握等フォローアップのとりまとめを行う。
- ・サブリーダーは、各プロジェクトの個別項目を分担して担当するなど、プロジェクトリーダーを補佐する。
- ・個々の実施すべき項目については、(●、▲)印の機関が主務として対応し、プロジェクトリーダー、サブリーダーは、各プロジェクトのとりまとめ等を担当する。

【各プロジェクトチームの連携】

- ・各プロジェクトチーム間の連携を図るため、各プロジェクトチームの取り組み状況や進捗状況についてプロジェクトチーム構成員間の情報共有を図る。

【フォローアップ体制】

- ・四国東南海・南海対策戦略会議について
中央防災会議の提言等に合わせて、必要な見直しが可能となるよう、会議は存続。(運営要領の見直し)
- ・四国地震防災基本戦略のフォローアップについて
四国地震防災戦略会議策定後、会議解散のため、既存の「四国東南海・南海地震連絡調整会議 幹事会」を活用。
- ・フォローアップの実施時期
基本 年1回以上実施

【公表(記者発表)】

- ・重要項目については、その都度公表(各機関において実施)
- ・その他については、全体の概要として定期的に公表(1年程度毎)(事務局において実施)